

※受付番号No.

写真
(3.0×2.5cm)
(6ヶ月以内撮影)
1枚を
添付のこと

木造建築物の組立て等 作業主任者技能講習受講申込書

フリガナ		性別	生年月日		
氏名		男・女	昭平	年	月 日
住所	(電話 - -)	郵便番号			
		〒 -			
受講資格要件の 作業経験年数	昭和 平成 年 月 より 昭和 平成 年 月 まで (年 ヶ月)				
所 属	事業所名	電話			
	所在地	〒	建災防山口県支部加入の有無 会 員 非 会 員		
事業主証明 又は 所属長証明	上記の記載事項に相違ないことを証明します。 <div style="text-align: right;">⑩</div>				
講習の一部免除 希望の有無	有・無	備考	本人確認書類の写し及び、技能講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面の写しを添付すること。	※確認印	

平成 年 月 日

建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

申 込 者 (受講者本人)	⑩
------------------	---

- (注) 1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確（戸籍に記載されている文字）に楷書で記入して下さい。
 なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
2. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面（自動車運転免許証・パスポート・住民票等）の原本及びその写しを持参下さい。
3. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
4. 受講料は、受講日から4営業日前までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
5. 写真（3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、裏面に氏名記入）1葉を添付する（貼り付けない）こと。
6. 工学系の卒業者が経験年数2年で申請の場合は、卒業証明書等を添付すること。
7. ※印の欄は記入しないこと。

※ 試験成績表					※合否の別	※ 修了証番号	第 号
専 門	一 般	教 育	法 令	計			
					合・否	※ 修了証 交付年月日	平成 年 月 日

平成 29 年 4 月 改訂

講習名	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
-----	---------------------

必要な作業	労働安全衛生法により、軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業は、都道府県労働局長の登録教習機関の行う技能講習を修了した作業主任者（法第14条、政令第6条15の3の作業）を選任しその者の指揮によらなければ作業ができないことになっています。
-------	---

受講対象者	下記のいずれかに該当する方 1. 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に3年以上従事した経験を有する者。 2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者。 注）上記の経験には、満18歳未満の期間は入りません（年少者規則8条） 3. その他厚生労働大臣が定める者。
-------	--

講習科目の範囲及び時間

講習科目	範囲	講習時間
木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	軸組み、小屋組み、床組み、枠組壁等の主要構造部分の工法 屋根及び外壁下地の工法 継手及び仕口の工法 建て方作業の方法及び順序 軸組み等の補強方法	7時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 電気墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 服装及び保護具	3時間
作業員に対する教育等に関する知識	作業員に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1.5時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）中の関係条項	1.5時間

講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
1. 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 2. 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 3. 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 4. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業員に対する教育等に関する知識
1. 技能講習規程第1条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者 2. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練（旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者（とび科の訓練を修了した者にあつては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科を修了した者にあつては木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。） 3. 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業員に対する教育等に関する知識